

保存期間満了日 令和10年3月31日

熊備一第93号

令和4年3月29日

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえた警察の対応について（通達）

見出しのことについては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）の施行に伴い、本県警察は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行及び同法律を踏まえた警察の対応について（通達）」（平成28年6月10日付け熊備一第195号）により対応してきたところであるが、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動については、今後も引き続き、下記法の目的等を踏まえた警察活動を推進することとしたので、法の趣旨を踏まえつつ、下記の対応に万全を期されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 法の目的

法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進するものである（法第1条）。

2 法の概要

法は、基本理念として、「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」（法第3条）と規定するとともに、国及び地方公共団体の責務として、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施すること等を規定している（法第4条）。

また、国及び地方公共団体が実施する基本的施策として、相談体制の整備（法第5条）、教育の充実等（法第6条）及び啓発活動等（法第7条）を掲げている。

3 法を踏まえた警察の対応

法は、その前文において、「不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する」としている。

各位にあつては、法の趣旨を踏まえ、警備専従員に対する教養を推進するとともに、法を所管する法務省から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するほか、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う

活動について違法行為を認知した際には厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与されたい。

(1) 警備専従員に対する教養の推進

法の趣旨、ヘイトスピーチをめぐる情勢、本通達の内容等について、各種機会を通じて、警備専従員に対する教養を推進すること。

(2) 広報啓発活動の推進

法に、国及び地方公共団体が実施する基本的施策として啓発活動等が規定されていることを踏まえ、本県警察においても、法務省や県知事部局等から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応し、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与すること。

(3) 違法行為等の未然防止に向けた事前指導の徹底

これまでも集団示威運動等の許可申請がなされた場合、必要に応じて、主催者等に対し、違法行為等のないよう事前に指導を行ってきているところであるが、集団示威運動等の参加者とこれに抗議する勢力との衝突等が発生するおそれの高い集団示威運動等の許可申請がなされた場合には、引き続き適切な事前指導を徹底し、違法行為等の未然防止により一層万全を期すこと。

(4) 適切な警備の実施及び違法行為発生時の厳正な措置等

警備実施に際しては、情勢に応じた十分な体制を確立するとともに、引き続き中立性・公平性の確保を徹底し、警察がヘイトスピーチに係る取組を守っているといった誤解を与えることのないよう配慮すること。また、関係部門が緊密に連携し、違法行為の未然防止を図るとともに、違法行為が発生した際には、あらゆる法令の適用を視野に入れ、検挙措置を厳正に講じることとし、そのために必要な体制を構築すること。

4 添付資料

- (1) 本庁通達
- (2) 法の概要
- (3) 官報

※ 添付資料（略）